

平成22年度 多久市保育料基準額表

(平成22年4月1日以降)

児童の世帯の階層区分と定義		徴収基準額 (月額:円)			
階層区分	定義	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
1	生活保護法による被保護世帯	0		0	
2	所得税、市民税とも非課税の世帯 (ひとり親世帯等の場合)	9,000 (0)		6,000 (0)	
3	所得税非課税、市民税は課税の世帯 (ひとり親世帯等の場合)	19,500 (17,500)		16,500 (14,500)	
以下は所得税課税世帯					
4-1	所得税額が20,000円未満の世帯	25,000		22,000	
4-2	20,000円以上40,000円未満の世帯	29,000		26,000	
5-1	40,000円以上61,000円未満の世帯	34,000		31,000	30,500
5-2	61,000円以上82,000円未満の世帯	39,500		36,600	30,500
5-3	82,000円以上103,000円未満の世帯	44,500		36,600	30,500
6-1	103,000円以上258,000円未満の世帯	46,000		36,600	30,500
6-2	258,000円以上413,000円未満の世帯	49,000	47,500	36,600	30,500
7	413,000円以上734,000円未満の世帯	52,000	49,000	36,600	30,500
8	734,000円以上の世帯	52,000	49,000	36,600	30,500

平成22年度の保育所徴収金基準額(保育料)が決まりました。
 保育料は、世帯員の市民税や所得税によって、左の表のとおり各階層に分けられています。くわしくはおたずねください。
 なお、現在提出された源泉徴収票や確定申告書に変更があった場合は、年度途中に保育料が変わることがあります。

※市民税は平成21年度分、所得税は平成21年分です。
 ※保育料を算定する場合の所得税額は「源泉徴収票」または「確定申告書」の額と一致しない場合があります。
 (住宅取得控除等は適用しません)
 ※世帯から2人以上の児童が幼稚園、保育園に入所している場合の保育料は次のとおりです。
 ○いちばん年齢の高い児童は定額(基準額)
 ○2番目に高い児童は半額
 ○3番目以降の児童は無料

平成22年度の保育料が決まりました

保育料についての疑問にお答えします

Q 子どもが1歳児で保育料を39,500円支払っていますが、実際にはどれぐらいの保育費用が掛かっているのですか？

A 保育に掛かる費用は児童の年齢によって異なります。0歳児で月額約180,000円、1・2歳児で月額約110,000円、3歳児で月額約60,000円、4歳以上児では月額約50,000円の費用が掛かっています。なお、平成22年度の保育に掛かる費用は約6億4千万円、児童一人あたり年額約900,000円になる見込みです。

Q 多久市の保育料は、国の基準額と比べてどれぐらいの差があるのですか？

A 多久市の保育料は、国が定めた基準額の約84%となっています。この差額は市が負担しており、平成22年度の場合は約3,000万円(児童一人あたり約42,000円)になる見込みです。

■問い合わせ 福祉健康課 社会福祉係 ☎75-6118

国民年金の手続き

こんなとき	どうする	必要なもの
20歳になったとき	会社員等以外は国民年金の加入手続きを	・認印 ・年金事務所からの資格取得届
会社等を退職したとき	国民年金の加入手続きを(被扶養配偶者も同様)	・認印 ・年金手帳 ・退職日のわかる書類
会社員等の配偶者で、扶養からはずれたとき(20~60歳の方)	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きを	・認印 ・年金手帳 ・配偶者に扶養されなくなった日がわかるもの

国民年金の加入条件が変わった時に届け出を忘れると、将来、年金を受けられない場合があります。
 年金事務所が市役所へ届出を忘れずに行いましょう。

国民年金

加入条件が変わったら

届出を忘れずに

問い合わせ

佐賀年金事務所 ☎31-4191
 多久市 民生生活課 ☎75-2159
 保険年金係